長岡 浦工業団地地区地区計画　建築物の用途制限表

㊟

【縦覧期間】
令和8年1月19日（月曜日）
～令和8年2月2日（月曜日）

用途地域内の建築物の用途制限

- □ 建てられる用途
- ■ 建てられない用途
- ■ 条例により建築が制限されているもの
- ☒ 地区計画で建てられない用途
- ※ 地区計画で一部建築が可能な用途（備考欄確認）

			第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住居系	住宅												☒	■	
	兼用住宅		①	①	①								☒	■	
	共同住宅、寄宿舎、下宿												☒	■	
公益施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校												■	■	
	大学、高等専門学校、専修学校等		■	■									■	■	
	図書館等													■	
	神社、寺院、教会等														
	診療所														
	保育所等														
	病院		■	■									■	■	
	老人ホーム、福祉ホーム等													■	
	老人福祉センター、児童厚生施設等		①	①											
	公衆浴場														
	巡査派出所、公衆電話所等公益上必要な建築物														
	自動車教習所		■	■	■	■	④								
店舗等	店舗・飲食店等	2階以下かつ床面積の合計が150㎡以内の一定のもの	■	※	※								☒※1	⑥	※用途制限あり ※1建築基準法施行令第130条の5の3で定められるもの（第一種中高層住居専用地域内に建築できる店舗、飲食店等の建築物）
		2階以下かつ床面積の合計が500㎡以内の一定のもの	■	■	※								☒	⑥	※用途制限あり
	上記以外の店舗、飲食店		■	■	■	③	④	⑤	⑤			■	☒	⑥	
事務所等			■	■	■	③	④								
集会場			■	■	■	③	④								
ホテル、旅館			■	■	■	■	④						■	■	
遊技施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場		■	■	■	■	④							■	
	カラオケボックス等		■	■	■	■	■	⑤	⑤			■	⑤	⑤	
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等		■	■	■	■	■	⑤	⑤			■	☒	■	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	客席の部分の床面積の合計が200㎡未満のもの	■	■	■	■	■	■				■	■	■	
		客席の部分の床面積の合計が200㎡以上のもの	■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	
	ナイトクラブ等		■	■	■	■	■	■	②				■	■	
	キャバレー、料理店等		■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	
	個室付浴場業等		■	■	■	■	■	■	■	■		■	■	■	
複合施設	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの（劇場、映画館、演芸場、観覧場については客席部分の床面積）		■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	
工場・倉庫等	単独車庫（付属車庫を除く）		■	■	※	※	※	※							※2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下のものは建築可能
	建築物付属自動車車庫	1階以下かつ600㎡以下のもの													
		2階以下かつ3,000㎡以下のもの	■	■											
		2階以下のもの	■	■	■	■									
	倉庫業を営む倉庫		■	■	■	■	■	■							
	畜舎		■	■	■	①	④						☒		
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店等で作業場の床面積の合計が50㎡以下のもの		■	①	①	①									
	自動車修理工場	作業場の床面積の合計が50㎡以下のもの	■	■	■	■									
		作業場の床面積の合計が150㎡以下のもの	■	■	■	■	■	■							
		作業場の床面積の合計が300㎡以下のもの	■	■	■	■	■	■	■						
	作業場の床面積の合計が50㎡以下かつ危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場		■	■	■	■									
	作業場の床面積の合計が150㎡以下かつ危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場		■	■	■	■	■	■	■						
	作業場の床面積の合計が150㎡を超えるもの又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場		■	■	■	■	■	■	■	■	■				
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
	火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量	量が非常に少ない施設	■	■	■	③	④								
		量が少ない施設	■	■	■	■	■	■	■						
		量がやや多い施設	■	■	■	■	■	■	■	■	■				
		量が多い施設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等			都市計画区域内においては、都市計画決定が必要												

注1）本表は建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。
注2）本市は「田園住居地域」の用途指定はありません。

①一定規模以下のものに限り建築可能
②当該用途に供する部分が200㎡未満の場合に限り建築可能
③当該用途に供する部分が２階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り建築可能
④当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能
⑤当該用途に供する部分が10,000㎡以下の場合に限り建築可能
⑥物品販売店舗、飲食店が建築禁止